



広島県報

定期
第22号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

広島県土地利用基本計画の変更	(県民文化室)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等変更許可申請の概要	(環境対策室)	一
貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	(商工金融室)	二
広島県産業科学技術研究所の使用料徴収事務の委託	(産業技術振興室)	三
臨時種畜検査の結果種畜証明書を交付した種畜	(畜産振興室)	三
道路の区域変更(二件)	(道路保全面)	四
道路の供用開始(二件)	(道路保全面)	四
港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定	(港湾管理室)	五
平成十二年広島県告示第三百二十三号(広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に基づく事業、官公署、製造事業、地域、団体及び業者並びに便益施設の指定)の一部を改正する告示	(県法規登載)	五
都市計画の変更	(都市企画室)	五
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	(下水道室)	六
県営平成ケ浜住宅駐車場の使用料徴収事務の委託	(住宅企画室)	六
公の施設の指定管理者の指定	("	六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(県民文化室)	六
市町村都市計画の変更に係る図書の写し(三件)	(都市企画室)	七
開発行為に関する工事の完了	(開発指導室)	七
換地計画認可申請の適否決定(市町村)	(芸北地域事務所)	七
公安委員会告示		七
遊技機の型式の検定の告示		七

告示

広島県告示第三百五号

広島県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

都市地域について、三原市、森林地域について、三原市、尾道市、世羅町、神石高原町、庄原市の区域の一部を変更した。

広島県告示第三百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の申請があったので、同条第三項において準用する第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市宮内工業団地二五 デリカウイング株式会社 代表取締役 細川匡
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市六本松二丁目三一九 デリカウイング株式会社 ライスセンター

二 申請の内容

六六の四 厨房施設の使用方法を変更し、それに伴う水量の増加に対応するため、汚水等の処理方法を変更する。

1 特定施設の種類能力及び使用の方法

種別	変更前	変更後
能力	六六の四 厨房施設 厨房施設(一)	同上
種別	六六の四 厨房施設 厨房施設(一)	同上
能力	一日あたり九、六〇〇 キログラム炊飯	一日あたり一五、六〇 キログラム炊飯

2 汚水等の処理の方法 汚水処理施設

工 期 等	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
既設			
工 期 等	工事完成後直ちに	工事着工後直ちに	処理施設完成後直ちに

使用の方法	工 期 等					汚水等の処理能力 (単位・メートル)	主要寸法 (単位・メートル)
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	既設	一日当り一五〇立方メートル処理		
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	八〇	一五〇	一五〇	八〇	一五〇	八〇	縦七・五×横二・四×高さ五・二二五
燃 含 有 量	五	六	六	三	六	三	縦七・五×横二・四×高さ八・九二五
窒 素 含 有 量	三〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
浮 遊 物 質 量	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	
化学的酸素要求量	四〇〇	四〇〇	四一〇	四〇〇	四一〇	四一〇	
生物化学的酸素要求量	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	
燃 含 有 量	八〇	一五〇	一五〇	八〇	一五〇	一五〇	
窒 素 含 有 量	三	四	六	三	四	六	
浮 遊 物 質 量	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
化学的酸素要求量	四〇〇	四〇〇	四一〇	四〇〇	四一〇	四一〇	
生物化学的酸素要求量	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	
燃 含 有 量	八〇	一五〇	一五〇	八〇	一五〇	一五〇	
窒 素 含 有 量	三	三	三	三	三	三	
浮 遊 物 質 量	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
化学的酸素要求量	四〇〇	四〇〇	四一〇	四〇〇	四一〇	四一〇	
生物化学的酸素要求量	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	

3 排出水の汚染状態

使用の方法	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	通常	最大	通常	最大
既設	八〇	六七	二二五	一四八	一八六
変更	一五〇				
変更	一五〇				
変更	八〇				

1 排水口	項 目					変更前	変更後
	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	窒素含有量	燃含有量		
排水口名	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇
単位・立方メートル	二〇	三〇	三〇	一〇	三	二〇	三〇

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成十八年三月二十三日から
平成十八年四月十二日まで

2 縦覧場所
広島県環境生活部環境創造総室環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び廿日市市環境政策課

広島県告示第三百七号
貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号) 第三十七条第一項第六号の

規定によって、次のとおり行政処分を行った。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 氏名

荒井 浩

二 主たる営業所の所在地

広島市中区西平塚町一〇番三号

三 登録番号及び登録年月日

広島県知事(一) 第〇二五五三号 平成十五年四月二十五日

四 行政処分の年月日

平成十八年三月九日

五 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し

広島県告示第三百八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定によって、広島県産業科学技術研究所の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託を受けた者

1 名称

財団法人 ひろしま産業振興機構 理事長 宇田 誠

2 住所

広島市中区千田町三丁目七番四七号

二 委託した年月日(委託期間)

平成十八年三月二十二日(平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで)

広島県告示第三百九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号の規定による平成十七年度地方臨時種畜検査の結果、種畜証明書を交付した種畜は、次のとおりである。
平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

種証明書番号	名(登記・登録番号)	品 種	生 年 月 日	体 高	産 地	血 統		検 査 成 績	前 種 頭 数	所 有 者 の 区 分	飼 養 者 の 住 所 ・ 氏 名
						父	母				
平一七臨 第七号	福糸 全和二〇〇五子受卵 第一一九七七〇七六 四二二二二	黒毛和種	一七・三・六	一一五・四	東広島市 目鏡町二丁目	糸松波	ふじい3の2	二級		県有	神石郡神石高原町 県立畜産技術センター 広島牛改良センター
平一七臨 第六号	波春 全和二〇〇五子受卵 第一二二四五七八二 二四号	黒毛和種	一七・三・三	一一三・〇	神石郡 神石高原町	糸松波	ふじい3の2	二級		県有	神石郡神石高原町 県立畜産技術センター 広島牛改良センター
平一七臨 第八号	昭松波 全和二〇〇五子受卵 第一一九七七一五八 六九号	黒毛和種	一七・三・七	一一八・〇	広島市 安佐北区 白木町	糸松波	ふじい3の2	二級		県有	神石郡神石高原町 県立畜産技術センター 広島牛改良センター

広島県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 上三永竹原線
道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
		新	旧			
東広島市西条町上三永字下泓八二六番一地从先から 東広島市西条町上三永字仙女峯三四八番一六地先まで		新	旧	一四・〇〇〇	八三・四〇〇	拡張
		五七・〇〇〇	七四・〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
東広島市西条町上三永字仙女峯三四八番一六地先から 東広島市西条町上三永字竹添六番一地从先まで		新	旧	一四・〇〇〇	八三・四〇〇	ダブルウェイ
		五七・〇〇〇	七四・〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

広島県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年四月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 上宮町新地線
道路の区域

区	間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
		新	旧			
安芸郡府中町大通二丁目四七五九番五地从先から 安芸郡府中町大通二丁目四七四一番三地从先まで		新	旧	一四・〇〇〇	四六・〇〇〇	拡張 県道東海田 島線と重複、 広島県上宮町 新地線と一部 重複
		五三・〇〇〇	四三・〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
安芸郡府中町茂陰一丁目四七三六番一三地从先から 安芸郡府中町茂陰一丁目四七三六番七地从先まで		新	旧	一四・〇〇〇	四六・〇〇〇	拡張 県道東海田 島線と重複、 広島県上宮町 新地線と一部 重複
		五三・〇〇〇	四三・〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
安芸郡府中町大通三丁目三三〇二番地先から 安芸郡府中町茂陰一丁目四七三三番一地从先まで		新	旧	一四・〇〇〇	四五・五〇〇	ダブルウェイ 県道東海田 島線と重複、 広島県上宮町 新地線と一部 重複
		五三・〇〇〇	四三・〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

広島県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年四月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

路線名	区間	供用開始の期日
県道矢野海田線	安芸郡海田町浜角二二三五番一地从先から安芸郡海田町寺迫二丁目二二八八番一地从先まで	平成十八年三月二十五日

広島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年四月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上三永竹原線	竹原市仁賀町字荒神畷二六三五番一地从先から竹原市仁賀町字下有屋谷一三四七番一地从先まで 竹原市仁賀町字本通九二三番一地从先から竹原市仁賀町字本通八六〇番一地从先まで	平成十八年三月二十六日

広島県告示第三百十四号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定によって、備後圏都市計画尾道系崎港臨港地区内における分区を次のように指定する。

なお、関係図書を広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

分区の種類

商港区

工業港区

漁港区

保安港区

修景厚生港区

区

域

(面積)
(ヘクタール)

尾道市東御所町の一部	尾道市尾崎本町、福山市柳津町及び同市藤江町のそれぞれの一部	尾道市向島町字長谷の一部	尾道市東御所町の一部	三原市港町三丁目、同市城町三丁目、同市古浜二丁目、同市古浜三丁目、同市糸崎町、同市和野町、同市貝野町、同市西尾道市古浜町、同市新浜一丁目、同市新浜二丁目、同市西御所町、同市東御所町、同市土堂二丁目、同市十四日元町、同市向島町字干潟、同市向島町字新富濱、同市向島町字小西新開、福山市松永町七丁目及び同市柳津町のそれぞれの一部	三原市糸崎町、同市和野町、尾道市向島町字西谷沖、同市向島町字三ツ石、同市向島町字龜山、同市向島町字曾新開、同市向島町字長谷、同市向島町字外新開、同市向島町字新富濱、同市山波町、同市東尾道、福山市南松永町三丁目及び同市南松永町四丁目のそれぞれの一部	尾道市尾崎本町、福山市柳津町及び同市藤江町のそれぞれの一部	尾道市向島町字長谷の一部	尾道市東御所町の一部	〇・五	〇・八	二・〇	一五三・五	三〇・二
------------	-------------------------------	--------------	------------	---	---	-------------------------------	--------------	------------	-----	-----	-----	-------	------

広島県告示第三百十五号

平成十二年広島県告示第三百二十三号(広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例)に基づく事業、官公署、製造事業、地域、団体及び業者並びに便益施設の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十三日から施行する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤田雄山

第四号の表中

廿日市市木材港北、同市木材港南及び同市下平良二丁目

を

廿日市市木材港南、福山市南松永町三丁目及び同市南松永町四丁目 に改める。

広島県告示第三百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画臨港地区尾道系崎港臨港地区を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十二年広島県告示第六百九十号千代田都市計画下水道事業千代田公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

北広島町

二 都市計画事業の種類及び名称

千代田都市計画下水道事業千代田公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

山県郡北広島町今田字本郷、有田字十日市、字下十日市、字下頼信、字明神、字乙熊、字塚之本、壬生字落合、字力石、字長又ル、字竹之鼻、字郷ヶ坪、字田中、字松ノ木、字信安、字古市、字日焼田、古保利字徳光、字鍛冶屋ヶ市

使用の部分

山県郡北広島町今田字本郷、字黒坂、字下原田、後有田字新地、字金子地、字小林、有田字十日市、字有岡谷、字下十日市、字河本、字下頼信、字中頼信、字明神、字乙熊、字塚之本、字上頼信、字下小南、字下政国、字太郎丸、壬生字日焼田、字長又ル、字立田市、字竹之鼻、字陣ヶ崎、字信安、字田中、字松ノ木、字戈力、字力石、字落合、字郷ヶ坪、字才河内、字古市、字鎌田、字久保下、字西谷、字下河原、字大坪、字下久保、字堂城、古保利字岡田、字藤木、字徳光、字鍛冶屋ヶ市、字野地、字松木、丁保余原字桑本、字金子、字牛畦、字血田、字四通、字徳万、字向徳万、字水福寺、春木字茶堂、字野師、新都新氏神、川東字氏神、川井字荒瀬ヶ平

広島県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、県営平成ヶ浜住宅及び県営平成ヶ浜住宅駐車場の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託を受けた者

1 名称

フジタビルメンテナンス株式会社 代表取締役 小林 勇太郎

2 住所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番一〇号

二 委託した期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によつて、県営平成ヶ浜住宅及び県営平成ヶ浜住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

フジタビルメンテナンス株式会社 代表取締役 小林 勇太郎

2 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番一〇号

二 指定した年月日

平成十八年三月二十二日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によつて、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人第一保育所	杉峰 恵子	広島県呉市両城二丁目一番三号	この法人は、家庭において、十分な保育ができない児童を保護者にかわって保育を行うとともに、地域の子育て支援を行うため、子育てに関する相談事業、情報提供を行うことにより、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。	特定非営利活動法人の名称の変更	平成一八年三月一〇日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、東広島市から、東広島都市計画下水道東広島公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、呉市から、広島圏都市計画道路三・四・九四九号焼山東環状線 三・四・九五〇号焼山中央線、三・五・九二七号白岳白石線、三・五・九三二号名田白石線及び三・六・九四三号阿賀北横路線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、庄原市から、庄原都市計画道路三・四・三三号本町新庄線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
尾道市美ノ郷町三成字内郷山三五〇番二二から三五〇番二五まで、三五〇番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福山市木之庄町五丁目一〇番三二号
有限会社 ガーデンマンション
代表取締役 前田 正子

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年三月二十三日から平成十八年四月十二日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に芸北地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月二十三日

事業主体	地 区	広 島 県 芸 北 地 域 事 務 所 長	亀 頭 睦 訓
安芸高田市	法恩地・井才田地区（法恩地工区）	区画整理	安芸高田市役所

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第21号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められる。

で、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年3月23日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
SP1281	告示の日 (平成18年 3月23日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R 花 満 開 煙 S V	株式会社ソニア 代表取締役 井 置 定 男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	左 同
SP1226	同 上	同 上	C R ビ ッ ク リ マ ソ 2000T K S	スルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇 夫 (愛知県春日井市桃山町 一丁目127番地)	左 同
SP1267	同 上	同 上	C R ビ ッ ク リ マ ソ 2000N M	同 上	左 同
SP1249	同 上	同 上	C R ビ ッ ク リ マ ソ 2000S T	同 上	左 同
5S1080	同 上	同 上	P 5 G S A - 30	株式会社パオニア 代表取締役 野 口 三 次 (大阪府東大阪市長田 一丁目4番6号)	左 同